

平成25年（ワ）第515号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 遠藤行雄 外19名

被告 国，東京電力株式会社

第22準備書面

（国会審議に見られる被告らの義務違反）

2014（平成26）年7月11日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福 武 公 子

弁護士 中 丸 素 明

弁護士 滝 沢 信
外

第1 2006年を中心とする国会質疑等からも明らかな被告らの予見可能性と
結果回避義務の履行としてのシビアアクシデント対策の懈怠

1 これまでの主張・立証の到達点と国会質疑等を明らかにする趣旨

原告らは、遅くとも2006（平成18）年までには被告らに全交流電源喪失に至るシビアアクシデントが発生し得ることについての予見ないし予見可能性があったと主張・立証してきた。その場合、資料収集・調査義務の履行を懈怠しておきながら、具体的な予見可能性がないとか予見可能性がなかったか

ら責任がないなどとする抗弁は許されない。

そして原告らは第6準備書面の第4「まとめ」の1項「2006（平成18）年の衆議院における首相答弁」で同年12月13日の第一次安倍内閣（経済産業大臣は甘利明氏）時代の質問主意書と答弁書を引用して、対策強化の必要性を拒否する国の姿勢を批判し、結果回避義務違反を指摘した。

これを受けて本項では、2006年を中心に、当時衆議院議員であり原子力問題に詳しい吉井英勝氏（以下「吉井議員」という）が国会で、シビアアクシデント対策等について質問をしたり質問主意書を提出した経過について詳論し、国会議事録等も書証として提出する。

これらによって、被告らのシビアアクシデントについての予見可能性があったことと、結果回避義務違反としてのシビアアクシデント対策の懈怠が明らかとなる。なぜなら、吉井議員が、その当時の知見に基づいてシビアアクシデントの発生が予想される旨度々質問し警告を発していたのであるから、被告らはこれを真剣に受け止め、これに基づいて必要な資料収集や調査を行うべきだったのであり、もしこれを行っていたらシビアアクシデントの発生が予見できたはずだからである。また、この予見に基づいて結果回避義務としてのシビアアクシデント対策が可能であったのに、これを懈怠したこともまた明らかになるはずだからである。

あわせて、2007（平成19）年以降の国会における質疑についても明らかにしておく。なぜなら、2006（平成18）年に吉井議員がシビアアクシデント対策の不備とその必要性について質問したにもかかわらず、それ以降も、吉井質問に基づいて被告らが必要な情報収集・調査義務を懈怠して予見する機会を失し、シビアアクシデント対策を取らなかったことは、結果回避義務違反のあることを裏づける重要な間接事実だからである。

2 2006（平成18）年の国会質疑等

(1) 2006（平成18）年10月27日の衆議院内閣委員会

吉井議員は、志賀一号で、地すべりで高圧送電線の鉄塔が倒壊したために外部電源がなくなり原発が働かなくなったという事故があったこと、内部電源の方も、99年の志賀一号、88年の志賀二号、99年2月や98年1月の敦賀等、国内の原子力発電所でバックアップ電源であるディーゼル発電機が事故で働かなくなったり、配管の切断や軸がだめになっていて大規模地震と遭遇していれば働かなくなった危険があったことが続いていることを指摘した。

そして、スウェーデンのフォルスマルク原発1号では、バックアップ電源が4系列あるが同時に2系列だめになった事故があったことを踏まえ、日本の原発の6割はバックアップ電源は2系列なので、内部電源が、ディーゼル発電機もバッテリーも動かなくなったときに機器冷却系などが働かなくなる問題が出てきた場合原子炉がどういうことになっていくのか、原子力安全委員長の予測について質問した。

また、機器冷却系が働かないと崩壊熱の除去ができず核燃料棒のバーンアウトが起こる事態に対してどのように想定して審査を進めているのかについても質問した。

これに対し、当時の原子力安全委員会鈴木篤之委員長は、同じバックアップを多重に持つ、多様に持つ、それぞれを複数持つという考え方を審査の段階、設計の段階で確認していると答弁した。そして、地震等においてさらに電源が使えなくなるという事態に対して、アクシデントマネジメントということで同じサイトに複数のプラントがあることから電源を他のプラントから融通する等の多角的な対応を事業者に求めているところであるとも答弁した。

バーンアウトについては、そういう事態になったときに大事故に至らないかを最初の基本設計の段階で安全評価をして確認するのが一番の基本である、と同時に通常はあり得なくても理論的にはあり得るという事態に対して

どう考えるかは、最近、耐震安全に係る指針を改定したので、さらに耐震設計を基本的には厳しくしていきたい、残余のリスクと称している基準を超えるような大きな地震が来たときにはどうなのか、事業者に評価するように、評価した結果、事故がまず起こらないことを数字で確認する何らかの方法で確認するようという方針で考えているなどと答弁した。

吉井議員は、フォルスマルク原発の場合もディーゼルとバッテリーと両方1系列であること、4系列あるところの2系列がだめになったこと、外部電源もだめなのでほかから引っ張ってくるのもだめであること、そういう場合にどのように事故が発展していくのかを想定しておく必要があること、現時点で国が想定していないことを指摘した。

バーンアウトについても、海外でチェルノブイリその他にも例があるのだから、このような事故を想定したものをやらない限り原子力の安全が大丈夫だとは言えない、原子力審査はまだ発展途上であることも指摘した（甲ハ8号証）。

(2) 2006（平成18）年12月13日付質問主意書

吉井議員は2006年12月13日付の「巨大地震の発生に伴う安全機能の喪失など原発の危険から国民の安全を守ることに係る質問主意書」を提出し、その中で「大規模地震時の原発のバックアップ電源について」以下のような質問をしている。

- ① 原発からの高圧送電鉄塔が倒壊すると、原発の負荷能力ゼロによるスクラム（原子炉停止）だけでなく、停止した原発の機器冷却系を作動させるための外部電源が得られなくなるのではないか。そういう場合でも外部電源が得られるように複数ルートが用意されている原発はあるのか、実例を示されたい。
- ② 大規模地震でスクラムがかかった原子炉の核燃料棒の崩壊熱を除去するためには機器冷却系の電源の確保が絶対に必要である。しかし現実には自

家用発電機（ディーゼル発電機）の事故で原子炉が停止するなどバックアップ機能が働かない原発事故があったのではないかと。過去の事例を示されたい。

- ③ スウェーデンのフォルスマルク原発１号の事故例を見ると、バックアップ電源が４系列あるなかで２系列で事故があったのではないかと。しかも、このバックアップ電源は１系列にディーゼル発電機とバッテリーが一組にして設けられているが、事故のあった２系列では両方とも機能しなくなったのではないかと。
- ④ 日本の原発の約６割はバックアップ電源が２系列ではないのか、仮に２系列で事故が発生すると、機器冷却系の電源が全く取れなくなるのではないかと。
- ⑤ 地震で外部電源が得られない状態が生まれ、内部電源も働かなくなったとき、機器冷却系は働かないことになる。この場合、原子炉はどういうことになっていくか。原子力安全委員会では安全性について日本の総ての原発１つ１つに検討を行ってきたか。原子力・安全保安院では、１つ１つの原発についてどういう調査を行ってきたか。
- ⑥ 停止後の原発では崩壊熱を除去できなかつたら核燃料棒は焼損（バーンアウト）するのではないかと、その場合の原発事故の規模についてどういう評価をしているのか。
- ⑦ 原発事故時の緊急連絡網の故障という単純事故さえ２年間放置されていた、ディーゼル発電機が焼きつく事故も発生している、１つ１つは単純な事故や点検不十分のミスであったとしても、原発の安全が保障されていないという現実が存在しているのではないかと。

などと質問した（甲ハ９号証）。

(3) ２００６（平成１８）年１２月２２日付答弁書

これに対して内閣総理大臣安倍晋三は同年１２月２２日「質問に対する答

弁書」を提出し、

- ① 我が国の原子炉施設の外部電源系は、2回線以上の送電線により電力系統に接続された設計となっている、重要度の特に高い安全機能を有する構造物、系統及び機器がその機能を達成するために電源を必要とする場合は外部電源及び非常用所内電源のいずれからも電力供給を得られる設計となっているため、外部電源からの供給を受けられなくなった場合でも非常用所内電源からの電力により停止した原子炉の冷却が可能である。
- ② 我が国において非常用ディーゼル発電機のトラブルにより原子炉が停止した事例はなく、必要な電源が確保できずに冷却機能が失われた事例はない。
- ③ フォルスマルク1号炉では、保守作業中の誤操作により発電機が送電線から切り離され、電力を供給できなくなった後、他の外部電源に切り替えられなかった上、バッテリー保護装置が誤設定により作動したことから、当該保護装置に接続する4台の非常用ディーゼル発電機のうち2台が自動作動しなかったものと承知している。
- ④ 我が国の運転中の55の原子炉施設のうち、非常用ディーゼル発電機を2台有するものは33であるが、外部電源に接続される回線、非常用ディーゼル発電機及び蓄電池がそれぞれ複数設けられている、我が国の原子炉施設はフォルスマルク発電所1号炉とは異なる設計となっていることなどから、同様の事態が発生するとは考えられない。
- ⑤ 地震、津波等の自然災害への対策を含めた原子炉の安全性については、原子炉の設置又は変更の許可の申請ごとに「安全設計審査指針」等に基づき経済産業省が審査し、その審査の妥当性について原子力安全委員会が確認しており万全を期している。
- ⑥ 経済産業省は当該評価は行っていないが、原子炉の冷却ができない事態が生じないように安全確保に万全を期している。

⑦ 原子炉施設の安全を図る上で重要な設備については、法令に基づく審査、検査を厳正に行っているところであり、今後とも原子力の安全確保に万全を期していきたい。

などと答弁した（甲ハ１０号証）。

３ ２００７（平成１９）年以降の国会質疑

(1) ２０１０（平成２２）年４月９日の衆議院経済産業委員会

吉井議員は、チェルノブイリ事故を例に挙げ、事故が起きた際の放射能全量が放出された場合の被爆量や被爆地域、被爆人口についてアセスメントや被害予測をすべきである、大臣として各電力会社に指示すべきである、と進言した。さらに万一重大な事故が起こった場合、多重防護の機器が壊れていた場合、炉心溶融も含めてどういう距離でどういう被害が及ぶかということは各電力のサイト別にきちんとつかんでおかないと国としていざというときに対応できないとも指摘した。

これに対し、寺坂信昭原子力安全・保安院長は、チェルノブイリの事故は我が国と相当違う状況にある、原子力施設を設計する際には多重防護の考え方に基づいて設計し安全性を確保していると答弁し、直嶋正行経済産業大臣は、トラブル等があってもメルトダウンを起こさないさまざまな仕組みを作っている、30年を超える高経年化原発については厳格な検査を行い慎重に安全性を確認、評価しているなどと答弁した（甲ハ１１号証）。

(2) ２０１０（平成２２）年５月２６日の衆議院産業経済委員会

吉井議員は、中越沖地震のような巨大地震により外部電源も内部電源も切断されて原発停止となった場合、最悪の事態を想定しているのか、外部電源喪失という事態を頭の体操で考えるだけではなく現実に関わりうることを想定しなければならない、巨大地震が起こると、外部電源喪失と内部電源喪失とが同時に起こり得る、そして二次冷却系が機能しなくなって炉心溶融に至ったときにはどれだけの規模の被害が発生するのか、を検討しておくこと

が必要だと訴えた。

これに対し、寺坂信昭原子力安全・保安院長は、各発電所において非常用の電源装置を複数用意することにより冷却機能が継続的に動くことが大切なポイントになると理解している、原子力施設を設計する場合、放射性物質の閉じ込めのために、多重性それから独立性を有する非常用所内電源を備えるなどの多重防護の考え方が極めて重要であり、日本の原子力発電所においては多重防護の考え方に基づいた設計がなされており安全性を確保している、と答弁する一方で、ゼロじゃないという意味の論理的な世界において、いろいろな悪い事態が非常に小さい確率ながらも1つ1つその小さい確率のものが全部実現して、冷却機能が長時間にわたり失われると炉心溶融につながるというのは論理的には考え得ると述べ、本件のような原発事故は現実には起こりえないという楽観的な認識しかなかった。

直嶋経済産業大臣も、巨大地震に伴う電源喪失時の事故について何ら調査はしていない（確認をしていない）と答弁し、国がまったく対策をとっていないことを露呈している（甲ハ12号証）。

4 本件事故後の国会質疑

(1) 2012（平成24）年2月15日の衆議院予算委員会

本件原発事故後である2012（平成24）年2月15日の衆議院予算委員会において、1990年の阿部氏らの貞観津波についての推定の論文以降、2000年代に入ってから、2002年の原子力土木委員会、2006年のマイアミ論文、2008年の東電社内での検討等、東京電力が福島第1原発の敷地南部で15.7メートルの波高の津波が想定されていたのではないかと質問した。

これに対し、東京電力勝俣恒久会長は、東京電力としては種々の学説、調査、レポートには関心を持っており、それなりに調査検討をしていること、地震本部見解、貞観津波のいずれについての試算も行っているが、津波を起

こす地震の大きさや地盤の範囲といった波源モデルを確定しておらず仮想的なものだったこと、波源モデルについては審議を土木学会に依頼し、その審議結果に応じて適切に対応する考えでこれまできていたなどと答弁した。

吉村議員は、畑村報告を見ると、佐竹論文などに示された波高の津波も実際に来ないと考えていた、要するに費用、コストの問題だった、島村研究会の報告でも、1994年の段階で、コストダウンをやれと相当な圧力がかかっていたのではないかと指摘したが、勝俣会長は、結果としてこういう事態を招いて申し訳なかったと謝罪を繰り返すのみで、問題の本質についてはきちんと答弁しなかった（甲ハ13号証の1、2）。

(2) 2012（平成24）年8月3日の衆議院経済産業委員会

吉井議員が、2006（平成18）年1月から開かれていた溢水勉強会について質問をした。そして、5月11日の報告書でOP+14メートルで屋外施設はすべてダメになり、ディーゼル発電機もだめになる、近地津波の場合でも確率は低いが15.9メートル近い津波があるという報告が提出されていたこと、女川2号機についても想定外津波水位は15.8メートル、継続時間は長時間、建屋の浸水による影響として常用及び非常用海水ポンプは全て機能喪失、電源の機能喪失となり、安全系の電動機、電動弁の機能喪失となると書かれていること、2006年段階で、電事連、東電を含めて勉強会をして、そもそも想定しなければいけない津波だということについて研究していたのではないか、事故の2年前（2009年時点）にも福島第一原発敷地南側でOP+15.7メートルの津波について東電幹部では協議をしていること、協議をしてどんな判断をしたのかが問題になる、保安院としてそのときにどういう指示をきちんとしたのかが問われること、何もしなかったら不作為の責任が問われることを指摘した。

これに対し、深野保安院長は、津波の高さについては耐震バックチェックの方に委ねてしまったこと、保安院は、耐震バックチェックの作業のさなか

という認識だったこと、耐震バックチェックの中間報告の段階では、津波は地震随伴現象という整理だったので最終報告の段階できっちり決着をつけるべきと認識していたこと、と答弁した。

吉井議員は、「溢水勉強会とそれを踏まえた対応状況について」という文書を引用し、せっかく溢水勉強会を立ち上げ、津波という外部溢水についても研究して取り組んでおきながら、ちゃんと最後まで（事業者に）やらせ切るという責任を果たすことのできなかった規制庁の問題と、規制庁から提起されてもコストを問題にして取り組まなかった東電の問題、両方にも不作為の責任が問われていかなければならないと指摘した。

枝野経済産業大臣も、「事故は起こらないんだということをある意味前提にしてしまった、いわゆる安全神話のもとで、もっと対策をとっておけばこうした重大な事故に至らなかったのではないか」というこの指摘は真摯に受け止めなければいけないというふうに思っております。」と答えている（甲ハ14号証）。

5 小括

- (1) 以上の通り、吉井議員は、2006（平成18）年当時、既に我が国の原発が、安全面に多大な不安を生じていることを危惧し、国会の場において質問を続けてきた。

質問の趣旨は多岐にわたるが、その中で、電源喪失による機器冷却機能への影響についても、フォルスマルク原発1号機の事故等の具体例を示し、国や東電に対しその危険や事故防止策を具体的に考え実行するよう示唆してきた。

それにもかかわらず、国は、「通常はあり得なくても理論的にはあり得る」という事態に対してどう考えるか」（甲ハ8号証：鈴木原子力安全委員会委員長）という言葉にあるように、本件のような事故を現実のものと考えず、結果回避の為の対策を何ら取らなかったのである。

当時の安倍総理大臣も、「安全の確保に万全を期している」等と答弁するのみで、何ら危機意識を持っていなかったのである。

本件事故の１年前の２０１０年４月９日の経済産業委員会でも、吉井議員が、外部電源も内部電源も失われる全電源喪失になると、原発は炉心溶融という深刻な事態になると質問したのに対し、直嶋正行経済産業大臣は、ご指摘のようなメルtdownを起こさない、このための様々な仕組みを作っていると答弁した。

このように、国は、吉井議員の警告を「論理的にはあり得る（現実には起こりえない）」と片づけ、海外での事故や我が国の原発の現状、問題点について謙虚に検証をせず、我が国の原発とは違う、我が国の原発は安全であるという安全神話のうえにあぐらをかき、真の意味での多重防護を実現してこなかった。

原子力土木委員会、溢水勉強会やマイアミ論文、貞観津波の研究等、津波による電源喪失について具体的に検討していながら、その対策を何ら取ることはなく、２００６年以降も津波による電源喪失の危険が指摘されていながら、そのまま放置してきた結果、本件原発事故が発生したのである。

- (2) 吉井議員は、本件事故後の２０１２（平成２４）年１１月９日（HPの最終更新日は２０１２年１２月２０日）付「３．１１福島原発事故に責任を負うべき者にその自覚がないことは許されない」と題する文書をオフィシャルホームページに掲げた（甲ハ１５号証の１、２）。

その中で、「東京電力の言いなりになって、地震、津波、全電源対策の心配はないと政府が主張し、東電に対策を取らせなかったのですから、東京電力と自公政権、民主党中心の連立政権の３．１１以前の不作為の責任は重大です。」とあるように、被告国及び被告東電には、地震あるいは津波による全電源喪失の予見可能性があり、かつ、結果回避義務違反があった。

6 求釈明

2007（平成19）年以降本件事故発生までの間に、電源喪失による原発の冷却機能の喪失と炉心溶融の危険性に関する吉井議員の度重なる質問や質問主意書に基づいて、被告らがなんらかの具体的な資料収集や調査を行ったかどうか、また、なんらかの具体的なシビアアクシデント対策を取ったかどうか明らかにされたい。

なお、被告国はその第5準備書面においてさまざまな行政指導を行った旨主張しているが、これは吉井議員の質問や追及を受けてのものではない。